

京都府労働委員会とは

労働問題を専門的に取り扱うために、京都府が設置した行政機関です。公正・中立の立場から労働関係紛争の迅速かつ円満な解決に取り組んでいます。

労働委員会では、個別労働関係紛争(個別あっせん)のほか、労働組合と使用者間の労働争議の調整、不当労働行為事件の審査も行っています。

公益を代表する委員(5名)、労働者を代表する委員(5名)、使用者を代表する委員(5名)で構成されています。

労働トラブルのご相談はこちら

労働トラブルについて基本的なことを知りたい方、「あっせん」以外の解決方法を検討したい方は、京都府が設置する京都府労働相談所にご相談ください。

京都府労働相談所

労働相談フリーダイヤル(京都府内限定)

0120-786-604

携帯電話・スマートフォンからご利用いただけます。フリーダイヤルがつかない場合は、075-661-3253にお電話ください。

●相談日・時間

月～金曜日 9:00～13:00 / 14:00～21:00

土曜日 9:00～13:00 / 14:00～17:00

電話、来所、WEBでの相談を受け付けます。

※夜間(17:00～21:00)の来所相談は予約制

※日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

●所在地

京都市南区東九条下殿田町70番地
京都テルサ西館3階

あっせんのお問い合わせはこちら

京都府労働委員会事務局 総務調整課

TEL 075-414-5733

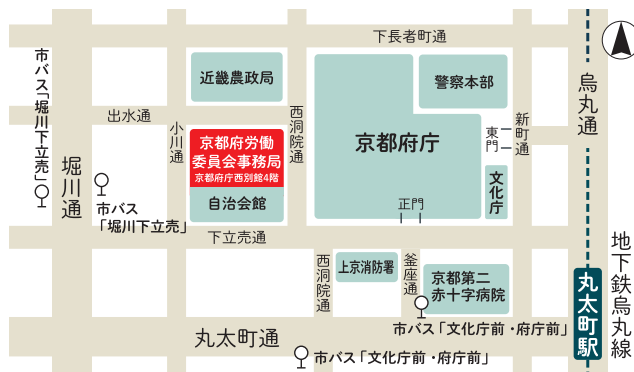
FAX 075-414-5737

■受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

E-mail メールアドレス kyoroi@pref.kyoto.lg.jp

URL ホームページ [京都府 労働 あっせん](#) 検索 

※申請に先立ち、詳しい内容をお聴きしますので、まずは、お問合せください。
(申請書はホームページからダウンロード可)



〒602-8054

京都市上京区出水通小路東入
京都府庁西別館4階(京都府庁の西隣)

●地下鉄「丸太町駅」下車 徒歩10分

●市バス「文化庁前・府庁前」又は「堀川下立売」下車 徒歩5分

※西別館には、駐車場はありません。

労働者の皆さま・事業主の皆さまへ

職場のトラブル

専門家が話し合いによる
解決をサポート

無料

秘密厳守

「突然の解雇」、「雇止め」、
「パワハラ」、「転職拒否」など
お困りなことはありませんか?

公正・中立

あっせんとは、

労働トラブルの自主的な解決が困難となった場合に、労働委員会のあっせん員が双方の間に入って、話し合いによる解決をサポートする制度です。

「あっせん」のご案内

 京都府労働委員会

個別労働関係紛争の解決をサポート

突然解雇を告げられた

パワハラ・嫌がらせを受けている

何度も契約更新した後に雇止めされた

賃金を減額された

社員が転勤に応じない

規定にない手当を要求された



あっせん会場

労働トラブルを円満解決！ 相手方の参加を働き掛け！

あっせん対象は、個々の労働者(正社員、パート、派遣等雇用形態を問いません。)と事業主の間の、雇用・労働条件や人間関係等をめぐる労働トラブルです。

労働者又は事業主、どちらからでも申請できます。公正・中立の立場で解決のお手伝いをします。



トラブル例

<労働者の方々>

- 突然解雇を告げられた
- 何度も契約更新した後に雇止めされた
- パワハラ・嫌がらせを受けている
- 一方的に賃金を減額された



<事業主の方々>

- 労働者が配置転換に応じない
- 労働者が規定にない手当を求めてきた

ただし、労働者間の私的なトラブルや裁判所、労働局で手続が進行中など、対象から除かれる紛争があります。事前にご相談ください。



専門家がていねいにサポート！ スムーズな話し合い！

あっせんは、労働トラブルの自主的な解決が困難となった場合に、当事者の申請に応じて、公正・中立のあっせん員が労使の間に入って、話し合いによる解決をサポートする制度です。



具体的な進め方

当事者双方から、トラブルの経過や主張等を聴き取ります。双方の意向を打診しながら、解決案(あっせん案といえます。)を提示し、解決への歩み寄りを促します。

所要時間は、概ね3時間程度です。
当事者双方が対面しないように配慮します。

あっせん会場は、京都府庁西別館です。
京都府北部地域での現地あっせんも実施しています。
(あっせん員や事務局職員が、事件や相談の都度、
現地にお伺いします。)

当事者が納得できる解決案！ 合意による円満な解決！

あっせん員は、労働トラブルの解決をお手伝いする公正・中立の立場の3名で構成されます。複数であっせんに当たることにより、当事者双方の主張をくみ取ります。



3名のあっせん員

労働者の代表
(労働組合役員)

公益の代表
(大学教授、弁護士)

使用者の代表
(企業経営者)

あっせん制度の違い

区分	京都府労働委員会	京都労働局(国)
対象者	労働者・事業主	労働者・事業主
あっせん員	専門家3名	学識経験者1名
費用	無料	無料
あっせん回数	必要な場合2回以上	原則1回

あっせん申請

事務局職員が申請書をもとに、トラブルの内容、当事者間の事情などをお聴きします。

簡単

事務局調査

職員が相手方と面談し、事情や経過等をお聴きします。(申請書の写を交付)あっせんのメリットや手続を説明します。

秘密厳守

あっせん実施

労働問題対応に経験豊かな3名のあっせん員が、公正・中立の立場で、解決に向けて、個別に事情をお聴きし当事者の話し合いをとりもちます。

非公開

解決

トラブル解決への歩み寄りを踏まえ、解決内容を記した「あっせん案」を提示します。当事者双方が受け入れたら解決です。

打切り
当事者が合意できなければ、手続は終わります。